

(仮称) 小金井市芸術文化振興条例 (案)

前文

私たち小金井市民は、小金井桜とはげの緑に囲まれた自然環境豊かなこの地に暮らし、地域性豊かなコミュニティーを築いてきました。ここに先人から受け継いだ伝統的文化資源を活用し、また新たな芸術文化資源を創出することによって、芸術文化の持つ力に期待し、市民ひとりひとりが小金井市民としての誇りを持ち、日々心豊かに生活していくことができることを願い、この条例を制定します。

第1条 (目的)

この条例は、芸術文化振興に関する施策に関し、その基本理念、原則等を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民が主体的に芸術文化活動に取り組むことができるような環境を整備し、もって地域における芸術文化の振興を図ることを目的とする。

第2条 (定義)

この条例における「芸術文化」とは、人間の感性を豊かにする知的で創造的な活動で、多様な芸術文化領域を含むものとする。

2 この条例における「芸術文化活動」は、広く芸術文化を鑑賞し、創造し、またはこれらに参加することを言う。

第3条 (基本理念)

市は、市民の主体的な芸術文化活動をより一層促進し、青少年、高齢者、障害者等国籍及び民族を問わず、すべての市民一人一人が、芸術文化の根付く心豊かな生活を営むことができる地域社会を実現することを目的として、市民が芸術文化活動を行うことができるための環境整備を図る。

2 市は、心豊かな生活及び人間らしい生き方を求めて、芸術文化活動を行うことは市民の権利とする。

3 市は、芸術文化振興施策の実施に当たっては、芸術文化活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、芸術文化の内容に対しては介入、干渉することのないように十分に留意する。

第4条 (市の責務)

市は、基本理念にのっとり芸術文化振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、芸術文化振興のための施策を実施するため、必要な財政措置を講ずるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体、特に近隣地方公共団体と協働し、芸術文化の振興

を図るものとする。

4 市は、芸術文化活動を行う市民、団体、教育機関及び企業と協働し、地域における人材、資源、情報を活かして、ともに芸術文化の振興を図るものとする

5 市は、芸術文化振興施策を効果的に実施するため、他の市長部局及び教育委員会の連携を密接に行うものとする。

第5条（芸術文化振興のための施策）

市は、本条例の目的を達成するために、以下の施策を行うものとする。

- (1) 芸術文化振興を効果的に行うための調査
- (2) 芸術文化振興のための基本計画の策定、施策及び事業の評価
- (3) 芸術文化振興のための条件整備
- (4) 芸術文化活動の担い手の育成・支援

第6条（基本計画）

市長は、芸術文化振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

2 市長は、基本計画の策定にあたり、基本計画策定委員会を設けるものとする。

3 市長は、第1項の基本計画を策定するときは、あらかじめ広く市民の意見を反映させることができるように、適切な措置を講じなければならない。

4 基本計画策定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第7条（実施機関）

市は、基本計画を効果的に実施するために、芸術文化振興のための施策及び事業を実施するための市民及び行政の協働機関である小金井市芸術文化評議会を設置する。

2 小金井市芸術文化評議会の組織については、芸術文化振興をもっとも効果的に行うことができる形態とする。

3 小金井市芸術文化評議会は、第6条で策定された基本計画にのっとり、短期的な目標を設定した実施計画（事業計画）を策定する。

4 小金井市芸術文化評議会は、各年度に事業評価報告書を作成し、市に報告するとともに、市民に公開する。

5 小金井市芸術文化評議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8条（市内施設との連携）

はけの森美術館及び（仮称）市民交流センターは、芸術文化振興のための中核となる施設となりうることを鑑み、この第6条で策定された基本計画にのっとり事業を行うものとする。

2 はけの森美術館及び（仮称）市民交流センターは、基本計画の目標を効果的に達成するために、小金井市芸術文化評議会と連携するものとする。

3 はけの森美術館及び（仮称）市民交流センターの管理及び運営にあたっては、基本計画の目標を達成するのに最適な組織及び人材を配置するものとする。

第9条（政策及び事業の評価）

市は、より効果的に芸術文化振興を行うために、実施機関たる小金井市芸術文化評議会が実施した施策及び事業を中期的な観点から評価するものとする。

2 市は、前項の評価を行うために、芸術文化振興施策評価委員会を設けるものとする。

3 芸術文化振興施策評価委員会は、以下の観点から施策及び事業を評価し報告する。
必要な場合は、事業計画及び基本計画の見直しを勧告する

(1) 基本計画に設定された目標の達成度

(2) 市民の施策及び事業に対する満足度

(3) その他

4 芸術文化振興施策評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する